

## 原子力規制委員会から、原子炉設置変更許可をいただきました。

東海第二発電所は、2014年5月20日に新規制基準への適合性確認審査を受けるため、原子力規制委員会に原子炉設置変更許可<sup>①</sup>の申請を行い、その後、全社を挙げて審査対応を進めてまいりましたが、さる9月26日、原子力規制委員会から許可をいただきました。当社としては、この審査の結果をしっかりと安全対策工事等に反映することにより、東海第二発電所の安全性が一層向上するものと考えております。引き続き、工事計画認可<sup>②</sup>と運転期間延長認可<sup>③</sup>の審査に全力を挙げて対応するとともに、安全対策工事を着実に進めてまいります。また、茨城県による「東海第二発電所安全性検討ワーキングチーム」への説明にも真摯に対応してまいります。これらの内容については、地域の皆さま方に、説明会の開催などを通じてより一層丁寧にご説明してまいります。



原子力規制委員会から許可証を受領しました。

## ①原子炉設置変更許可 →今回許可をいただきました。

- 東海第二発電所安全対策の基本設計に係る審査

## ②工事計画認可 →審査中です。

- 東海第二発電所安全対策の詳細設計に係る審査

## ③運転期間延長認可 →審査中です。

- 今後20年間にわたる設備の安全性に係る審査

## 「東海第二発電所安全性検討ワーキングチーム」

- 当社は、茨城県が設置する「茨城県原子力安全対策委員会 東海第二発電所安全性検討ワーキングチーム（以下「WT」）」において、東海第二発電所の安全対策について順次説明を行っております。
- WTはこれまでに10回開催されており、地震・津波関連、電源設備、冷却設備、内部火災対策等について、当社からの説明を積み重ねてきています。
- さる9月10日には、WTによる東海第二発電所の現地調査が行われ、重大事故等の対策をはじめとする各種安全対策について、当社からご説明を行い、現地での確認をいただきました。



# 東海第二発電所 安全対策の概要

原子炉設置変更許可をいただいた東海第二発電所の安全対策の概要は以下のとおりであり、今回の許可により、福島第一原子力発電所の事故の教訓を踏まえて2013年7月に施行された新規制基準に適合していると認められたものとなります。

新規制基準では、「基準とする地震」、「基準とする津波」、「電源の信頼性」、「竜巻や火山などの自然現象」に対する要求等が従来より一層厳しくなりました。  
また、新たな考え方として、万が一これらの対策の想定を超える事態により重大事故が発生した場合やテロによる意図的な航空機衝突にも備え、多様な何重もの対策を講じることが求められています。

**内部溢水対策**  
 ● 水密扉、堰（せき）  
 ● 配管貫通部止水措置

**耐震・耐津波対策**  
 ● 配管サポート  
 ● 防潮堤

**自然現象対策**

- 火山** ● 火山灰除去
- 竜巻** ● 資材等固縛  
● 飛来物防護ネット
- 森林火災** ● 防火帯

**内部火災対策**  
 ● 消火設備  
 ● ケーブル火災対策

**重大事故等対策**

- 常設高圧電源装置
- 低圧電源車
- 格納容器圧力逃がし装置（フィルタ付ベント装置）
- 可搬型放水装置
- 代替注水ポンプ
- 大容量ポンプ車
- 貯水設備
- 代替淡水貯槽
- 代替循環冷却系ポンプ

**航空機衝突などのテロ対応**  
 ● 大容量ポンプ車  
 ● 可搬型放水装置 等

**その他設備**  
 ● 緊急時対策所 等  
 （重大事故等対策も兼ねる）

**電源の信頼性**  
 ● 外部電源の多重化

